

紹介と批評

田中俊郎・庄司克宏編

『EUと市民』

歐州連合（EU）は超國家や国家機関ではなくgoverning entityといわれる。国際機構であれば、活動や作用の直接の対象は国家である。拡大と深化を続けるEUは、その活動や作用の対象として、加盟国に加えて加盟国の市民をも取り込む。それ故にEUと市民の間に新たな関係が生じまた発展している。EU加盟国の国民がEU市民と位置づけられることはEU設立条約および欧州憲法条約に定められているものの、条約上の市民権、EU市民というアイデンティティ、EU市民としての加盟国における処遇については、EU加盟国や市民に十分に理解された共有されではない。拡大し深化するEUにおいて市民はEUといかる関係にあるのか、組織としてのEU、活動の場としてのEU、行動主体としてのEUにおいて市民はどういう影響をうけているのか。またどのような影響をEUに与えているのであろうか。市民の政治参加や、国境を越えた民主主義制度の構築は可能なのか。EUの形成と発展に伴つて生じたこのような諸問題に対しても、本書は多角的に分析を行い、EUと市民の様々な関係について、新たな視座を提供する。

本書は「EU政治と市民参加」「EU政策と市民」「EUとアクター」の三部から構成されている。以下各論文について若干の論評を行う。

「第一部 EU政治と市民参加」は次の三本の論文より構成される。

第1章 欧州統合におけるエリートと市民（田中俊郎）
第2章 EUの民主的ガヴァナンスとEU市民（浅見政江）
第3章 外国人から市民へ—投票するEU市民（鈴木規子）

第1章の田中論文は、欧州統合におけるエリートと市民の関係について歴史的変遷を論じており総論にあたる。本章では、ヨーロッパ統合がエリート主導で行われてきた一方で、市民の処遇が問題関心の一つであったことが指摘さ

れ、ヨーロッパ統合における市民の取り込みの変遷が詳細に叙述される。統合への市民の支持について、欧洲議会議員の選挙、欧洲統合問題に関する国民投票、市民意識の変化の調査を基に詳細に分析される。EUがいかに市民を位置づけようとしてきたのか、他方で市民にとってEUはいかなる存在であったのか、エリート主導で発展を遂げたEUと、市民の支持なくして将来的な発展の展望が見えないEUの現状について検討される。本章で提示される「誰のための統合なのか」という根元的な問題と市民意識の変化の軌跡は、EUの将来像と市民との関係を考える上で重要な視点を提供する。

第2章の浅見論文は、EUにおいて自由民主主義は十分に機能しうるのかという問題関心に基づいて、「特異な政体」としてのEUにおける自由民主主義の概念化を試みる。EUには「デモス」、すなわち国家における国民に対応するものは存在しないものの、脱国家的なガヴァナンスが確立し脱国家的な社会空間が形成されつつあることが指摘される。さらに本章は自由民主主義の概念を精緻化しつつ、欧洲議会の実態、EUにおけるガヴァナンス、自由民主主義の可能性を検討することにより、上からのガヴァナンスと下からのガヴァナンス双方の必要性を説く。本章は政治

思想の分析を取り入れながら、EUという壮大な計画における民主的なガヴァナンスの可能性を探り、自由民主主義の歴史的変遷を踏まえ、EUと市民の関係のあるべき姿を検討する力作である。

第3章の鈴木論文は、EU市民の選挙権行使と居住国での選挙権行使の間に生じた問題点や矛盾を検討する。参政権は、市民の政治参加の一形態として重要な意味をもつ。EU構成国の国籍保有者は、居住国で地方議会選挙と欧洲議会選挙の選挙権を有することが認められていることを指摘し、マーストリヒト条約で規定された「上からの」市民権に関して、フランスにおける投票の実態を詳細に分析する。外国人の地方参政権付与に対する政府の消極的な姿勢と、同国居住のポルトガル人の参政権行使の事例を検討することによって、本論文はEU市民権の矛盾——すなわち国民と他国籍のEU市民の間の不平等——を指摘する。国籍から切り離されたEU市民権がすべてのEU市民に対しても平等に付与されるという条約上の規定と、居住国での国内法上の不平等な待遇は、EUおよびその加盟国が今後取り組まなければならない重要な課題であることが本論文によつて明確に主張される。

「第一部 EU政策と市民」は次の三論文からなる。

第4章 市場統合・通貨統合と市民（井上淳）

第5章 EU環境政策と市民——二者をつなぐ手続きと欧洲統合に関する試論（和達容子）

第6章 「自由・安全・司法領域」とEU市民—欧洲逮捕状と相互承認原則（庄司克宏）

第4章の井上論文は、「市民不在」の統合といわれるEUと市民の間の乖離を埋める方法を探り、市民を政策に「動員」する動態的なメカニズムに着目することの重要性を説く。とくに本論文は、特定の政策領域と一般市民との関係、政策に動員された市民との関係、動員の発生の源泉を探ることを主眼として、電気通信分野の市場統合と通貨統合の実現に向けた加盟国との政策と市民の関係および動員を論じ、加盟国を通して市民がEUの政策に及ぼす影響を論証する。具体的にはドイツ、フランス、デンマークにおける国会での議論、条約の批准、国民投票の実施を検討し、これら措置がEUの政策を判断し政策に参加する市民にとって重要な機会であることを明快に論じる。

第5章の和達論文は、EUの環境政策に着目し、環境問題の解決に向けてのEUの統治と、EUと市民を連携させ

る手続きについて論じる。まずEU市民の環境意識調査を分析し、EUレベルでの環境政策への期待が高いことを指摘する。続けて国境を越えた環境問題の解決と欧洲統合の関係について国家主権の変容、民主主義、補完性原則を論じ、政治学的視点からEUの環境政策を位置づける。さらにEU基本条約、オーフス条約、司法へのアクセスを叙述し、環境政策に市民が関与できる方法を検証する。以上の考察によつて、本論文はEUによる環境政策の進展を理論および実態の両側面より明らかとする一方で、政策過程における民主主義の視点の必要性を的確に指摘する。

第6章の庄司論文は、EUの警察・刑事司法協力において「自由・安全・司法領域」の目的を達成する上での相互承認原則の役割を探る。本論文はまず域内市場法における相互承認原則を取り上げ、欧洲司法裁判所が同原則を採用しモノの移動を促進したことを論じる。次に人の移動に関する同原則の採用を検討し、とくに職業に関する資格について、相互承認に基づく資格同等性の原則が司法判断を通じて発展したことなどを指摘する。つまり相互承認のアプローチによって、モノと人の自由が促進されてきたことが論証される。さらに欧洲逮捕状枠組決定の検討を通じて、相互承認原則の適用と欧洲逮捕状の執行手続きの導入を詳細に

論じながら、問題点として同原則の条件の不整備と、基本権保護が不十分であることが検討される。相互承認原則の適用拡大によって、加盟国間の相互信頼が高まる一方で、個人の基本権をいかに保護していくのか、本論文において警察・刑事司法協力と市民との関係をめぐる課題が具体的に指摘される。

「第三部 EUとアクター」は、国家、非政府組織（NGO）、政党、世論とEUの関係や相互の影響を検討する。同部は以下の論文からなる。

第7章 EU通商政策ダイアログとEU市民社会の形成－グローバル貿易ガヴァナンスのモデルとして（明田ゆかり）

（細谷雄一）

第9章 初の「歐州アクター」だったのか？－ドイツ労働総同盟（DGB）の歐州統合理念および歐州石炭鉄鋼共同体への参画過程（鈴木均）

第7章の明田論文は、貿易ガヴァナンスと市民社会との関係の方を考察する。その手がかりとして、NGOに

代表される市民社会団体がEUの政策形成過程に制度的に参加することによって「EU市民社会」の発展に与えた影響を探り、EUの対外通商交渉に関する市民との対話「市民社会ダイアログ」の経験を検証する。本論文はとくに対話の制度化が生み出した三つのレベルの相互作用に着目し、各レベルにおけるNGOの役割や機能の強化がEU市民社会の形成に貢献する動きとなるのか検討する。まず貿易分野における世界貿易機関（WTO）と市民社会の関係について市民社会からのWTOの規範への影響、WTOの民主化の向上要求、WTOの存在に反対する動きに分類し、WTOにとって市民社会との協議が不可欠であることと、市民社会の代表としてのNGOの正統性について指摘する。次に、貿易政策の形成過程に市民社会の参加が模索された背景として、ウルグアイ・ラウンドを契機とした貿易政策に対する市民の関心の高まり、EUの通商政策形成過程の変容、EU市民社会の模索の三点が論じられる。このような動きを経て、二〇〇〇年の欧州委員会貿易総局・市民ダイアログ（通商政策ダイアログ）に基づいて制度化された市民社会との協議過程を概観し、その成果と問題点を検討する。以上の考察より、通商政策ダイアログは市民社会の要請に対応しているものの、それはエリート主義に基づい

たトップダウンの制度であり、市民社会の育成は発展途上にあることが指摘される。最後に市民の自覚と主体的行動によって支えられた市民社会の形成は、EUにおいて今後の課題であると結論づける。

続く細谷論文は、一九九七年以降のブレア政権下でのEU政策に着目し、イギリスとEUの関係を「首相・政党・世論」の三層を総合して検討する。まず欧州統合計画においてイギリスは主導的な立場になく周辺に位置していたことを叙述するが、それは地理的環境、歴史経験、国家構造に関する構造的な問題であったことを指摘する。続いてサッチャー政権下において、欧州統合がイデオロギー問題として論じられる傾向が強まつたこと、欧州統合の問題がイギリスの政党間や政党内の亀裂をもたらしたことを指摘する。加えて欧州統合に関するイギリス市民の意見にマスメディアの影響が反映されていることを叙述する。本章の中心をなすブレア政権におけるEU政策の検討において、同政権が当初は親欧州の立場をとっていたものの、9・11テロやイラク戦争の対応をめぐり、イギリスがヨーロッパとアメリカ合衆国との狭間に立たされ、戦略の行き詰まりに直面した状況とその背景、さらにその影響について詳細に論じられる。イギリスがユーロ参加問題や欧州憲法条約

に関する国民投票実施を決定したことによるEU政策に及ぼす影響は予断を許さない、と論文で述べられているが、二〇〇五年六月に欧州憲法条約の国民投票を延期した状況を鑑みると、この指摘は正鵠を射るものである。

第9章の鈴木論文は、欧州統合によって国民国家の帰属に代わるアイデンティティが生まれているのか、また国民国家の枠組にとらわれない「欧州アクトゥー」が出現するのか、という問題関心に基づいている。本論文は欧州統合が始動した一九五〇年代初期に着目し、ドイツ労働総同盟（DGB）の欧州統合理念と欧州統合交渉過程への参画戦略について歴史実証の立場から検証している。まず欧州統合の萌芽時にドイツ国内、欧州、国際情勢においてDGBが影響力を行使できる状況がそろつていたことを指摘した上で、あらゆるレベルの意思決定において労働者代表を参加させ産業家と対等な権限に基づき発言する意思決定過程（共同決定）を実現するために、DGBがドイツ国内および欧州で行つた取り組みを詳細に論じる。DGBの取り組みの検証によつて、DGBの共同決定の理念はドイツの伝統から始まつたこと、またドイツおよびDGBの利益を優先させたことが明らかとされる。以上の考察より、DGBが欧州アクターへと変化していたとはいえないと結論づけ

る。しかし同時に国境や階級を越える内容を含むDGBの理念が存在していたことを指摘し、これが市民意識の発展に対する地域統合の影響を明らかにする手がかりとなる、と将来への展望が示唆される。

本書の特徴としては、研究対象の広さ、分析手法の多様

さに加えて各研究の専門性の高さが指摘される。学界の重鎮と新進気鋭の研究者による力作ぞろいの本書は、EUと市民をめぐり国際政治学、歐州統合史、国際関係史、政治学、社会学、EU政治、EU法の観点より検討されている。ともすると多数の執筆者による研究書は、研究手法の多様さゆえに議論に拡散が見られ、まとまりに欠けるきらいがあるが、本著は、EU統合は誰のためか、という共通の問題関心に基づいて、研究関心の多様性の中にもある種の統一性が伺える。

また本書は、現実社会と密接な関係を持つ実践的な研究でもある。社会における市民の役割や機能は、EUのみならず国際社会のさまざまな状況において議論の対象となり、一層の検討が求められる問題である。この問題はさらに国境を越えた民主主義とはどのようなものか、またそのような民主主義は機能するのか、という問いを読者に投げかけ

る。社会、国家、民主主義、市民をめぐる古くかつ新しい問題に対し、本書によって示されたEUと市民をめぐる多分野の研究は、国際社会の展望、主権国家の将来像、多文化社会の発展、人々の社会との繋がりについて現代社会における解答を示しつつ、新たな研究への可能性を提示するものである。

最後に、本書は慶應義塾大学二一世紀COEプログラム「多文化世界における市民意識の動態」の「国際関係市民意識プログラム」の成果の一部であり、「叢書21 COE-CCC 多文化世界における市民意識の動態」の第一三巻であることを記したい。EU研究では常に先駆けである慶應義塾大学を中心として刊行された本書は、EU研究のみならず国際政治学、地域研究、国際関係学、国際法など様々な研究分野の進展に資するものと評価される。

(慶應義塾大学出版会、二〇〇五年三月、A5判、三〇四頁、三五〇〇円+税)

望月 康恵